『ＡＲコンテンツ作成業務委託（道整・健支）』に係る

条件付一般競争入札

入札説明書

福島県土木部

目　　次

番号	内　容	ページ
1	入札説明書（本文）	1～　6
2	別記１、別記２（福島県財務規則抜粋）	7～　9
3	様式	１０～１８
	様式１　ＡＲコンテンツ作成業務委託（道整・健支）条件付一般競争入札参加資格確認申請書	
	様式２　ＡＲコンテンツ作成業務委託（道整・健支）条件付一般競争入札参加資格確認通知書	
	様式３－１　入札書	
	様式３－２　見積書	
	様式３－３　委任状	
	様式４　入札保証金納付免除申請書	
	様式５　履行実績証明書	
	様式６　履行実績証明願	
	様式７　ＡＲコンテンツ作成業務委託（道整・健支）条件付一般競争入札仕様書等に関する質問書	
	様式８　ＡＲコンテンツ作成業務委託（道整・健支）条件付一般競争入札仕様書等に関する回答書	
4	委託契約書（案）	１９～３５

入札説明書

この入札説明書は、「ＡＲコンテンツ作成業務委託（道整・健支）」について、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「施行令」という。）、福島県財務規則（昭和３９年福島県規則第１７号。以下「財務規則」という。）及び本件調達契約に係る条件付一般競争入札（以下「入札」という。）の公告等の規定に基づき、条件付一般競争入札に参加する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を定めたものである。

１　発注者　　福島県知事　内堀　雅雄

２　入札に付する事項

(1) 件名及び数量　ＡＲコンテンツ作成業務委託（道整・健支）　一式

(2) 業務の仕様等　別紙「ＡＲコンテンツ作成業務委託（道整・健支）特記仕様書」のとおり

(3) 履行期間　　契約締結の日から令和９年３月３１日まで

３　入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

(1) 施行令第 167 条の４第１項各号及び第２項の規定に該当しない者であること。

(2) ４に掲げる日から入札の日までの間に福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱（平成 19 年３月 30 日付け 18 財第 6342 号総務部長依命通達）第２条、第３条第１項から第３項まで及び第６条の規定に基づく入札参加資格制限中の者でないこと。

(3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあっては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。

(4) 以下に該当する者が役員でないこと。

ア　法律行為を行う能力を有しない者

イ　破産者で復権を得ない者

ウ　拘禁刑以上の刑に処されている者

(5) 入札参加者又はその役員等が次の各号のいずれにも該当しないこと、及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。

ア　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であると認められる団体

イ　暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）と認められる者

ウ　暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者

エ　自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者

オ　暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

カ　暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(6) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

(7) 入札参加者は、令和３年度から令和７年度の間に、当該業務と同様なシステム開発業務を履行した実績がある者であること。

4　入札に参加する者に必要な資格の確認

(1) 入札に参加を希望する者は、上記３に掲げる必要な資格の確認を受けるため、ＡＲコンテンツ作成業務委託（道整・健支）条件付一般競争入札参加資格確認申請書（様式１）に次の書類等を添付し、令和８年１１月１９日（木）までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律 178 号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く日の午後５時までに、下記５の(1)に示す場所に提出（持参または郵送）すること。

郵送は書留郵便とし、令和８年１１月１９日（木）午後５時まで必着とする。

なお、提出期間内に当該申請を行わなかったときには、当該資格が与えられない場合があるので、十分に注意すること。

ア　添付資料

履行実績証明書（様式５）

過去５年間における当該委託と同様の業務を履行した実績を記載した履行実績証明書を、実績に係る発注機関が発行した履行の事実を証明する書類を添付し提出すること。

ただし、証明対象の契約が、国又は地方公共団体との契約の場合は、その契約書の写しをもって履行の事実を証明する書類に代えることができる。

(2) 審査結果については、ＡＲコンテンツ作成業務委託（道整・健支）条件付一般競争入札参加資格確認通知書（様式２）により送付する。

なお、入札参加資格が確認できなかった場合、入札に参加できないので注意すること。

5　入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所及び問合せ先

郵便番号９６０－８６７０　福島市杉妻町２番１６号

福島県土木部土木総務課２（経理担当）

電話　０２４－５２１－７４５５

E-mail dobokusoumu2@pref.fukushima.lg.jp

(2) 契約条項を示す期間、入札説明書等及び金抜設計書（官積算）の閲覧期間

令和８年１１月４日（水）から令和８年１２月２日（水）

午前８時３０分から午後５時まで

（土曜日、日曜日及び休日を除く。）

(3) 入札及び開札の日時及び場所等

ア　日時：令和８年１２月８日（火）１０時００分

イ　場所：福島県土木部ミーティングルーム（本庁舎４階）

ウ　書留郵便により行うものとし、（１）に掲げる場所に必着のこと。

(4) 入札書の提出方法は、（１）に示す場所への郵送によるものとする。入札書の宛先は「福島県知事　内堀　雅雄」と記載し、提出部数は１部とする。

郵便局差出期限日：令和８年１２月２日（水）

配達日指定期日　：令和８年１２月７日（月）

6　入札書の提出方法等

(1) 入札書（様式３－１）の提出は、簡易書留により配達日指定郵便で行うこと。また、一度

提出された入札書等の書換え、引換え又は撤回は認めない。

(2) 入札書等の提出は、外封筒と中封筒の二重封筒とする。

(3) 中封筒には入札書を入れ、封かんの上、封筒の表に次の事項を記載すること。

ア　氏名（法人にあっては、商号又は名称）

イ　開札日及び委託業務名［令和８年１２月８日開札「ＡＲコンテンツ作成業務委託（道整・健支）」の入札書在中］

(4) 入札書には、次の事項が記載されていなければならない。

ア　落札の決定に当たっては、入札書に記載された入札金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

イ　入札者の住所、商号又は名称、代表者職・氏名の記載及び代表者の押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をすること。

(5) 外封筒には、入札書等を同封した中封筒を入れ、外封筒の表に、会社名、委託業務名、業務箇所名、開札日、担当者及び担当者連絡先（電話番号・ファクシミリの番号）、入札書等在中の旨を記載すること。

(6) 公告に示す郵便局差出期限日は、内国郵便約款上、実際に郵便局に差し出すことが可能な日と異なる場合があるため、事前に、県が指定した配達指定期日に配達日を指定できるか、差し出しをしようとする郵便局に必ず確認すること。

7　入札保証金

(1) 入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む）の１００分の３以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあっては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるか、又はその納付に代えて担保として財務規則第 169 条第１項各号に規定する有価証券を提出するものとする。

(3) 財務規則第 249 条第１項各号（別記１）のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(4) 入札保証金の納付及び還付については、財務規則第 251 条及び第 253 条による。

(5) 入札保証金の免除を希望する者は、令和８年１１月１９日（木）午後５時までに入札保証金納付免除申請書（様式４）を土木総務課２へ提出（持参または郵送）すること。

(6) 入札保証金を納付した領収証（写し）又は入札保証保険証券原本を令和８年１２月７日（月）までに５の（１）に示す場所へ提出すること（証券原本は返却しないので留意すること）。

8　入札参加者に要求される事項

入札者は、入札書及び添付書類を入札書の提出期限までに提出しなければならない。また、入札者は、開札日の前日までの間において提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

9　入札心得

入札者は、入札説明書、仕様書、契約の方法及び入札の条件等を熟知のうえ入札しなければならない。

10　入札の取り止め等

入札者が連合（談合）し、又は不隠の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

また、天災その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、又は取り止めることがある。

なお、これらの場合において入札参加者に生じた損害は、入札参加者の負担とする。

11　入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

(1)　上記３に定める入札参加資格のない者の提出した入札

(2)　所定の入札保証金又は有価証券を納付又は提供しない者のした入札

(3)　「６　入札書の提出方法等」に示す方法によらずに提出された入札書

(4)　記名、押印を欠く入札（押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先の記載のない入札も含む）

(5)　金額を訂正した入札

(6)　誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

(7)　同一人が同一事項に対して２通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札

(8)　明らかに連合（談合）によると認められる入札

(9)　その他、この入札説明書等において示す入札に関する条件又は県において特に指定した事項に違反した入札

12　落札者の決定方法

(1)　財務規則の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

ただし、施行令第 167 条の 10 第１項の規定を適用する必要があると認めるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって入札書を提出した者以外の者を落札者とすることがある。

(2)　落札となるべき同価の入札書を提出した者が２人以上あるときは、後日、当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。

この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(3)　初回入札によって落札候補者が決定されなかったときは、初回の入札参加者を対象とする再度入札を行う場合がある。この場合の入札には、失格又は無効の入札をした者は、再度入札に参加できないものとする。

なお、再度入札における入札書の提出期日等は、再度入札の実施決定後に別途通知する。

(4)　入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がない場合は、施行令第 167 条の２第１項第８号の規定により随意契約をすることができる。

13　入札結果の公表及び方法について

入札結果の公表は、契約締結後、福島県土木部道路整備課ホームページに掲載する。

福島県土木部道路整備課ホームページ　https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41035d/

14　落札者決定の通知

落札者とされなかった入札者から請求があったときは、落札者を決定したこと等について通知をするので、通知を必要とする者は発注者に申し出ること。

15　契約保証金

(1) 落札者は、契約金額の１００分の５以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあっては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるか、又はその納付に代えて担保として財務規則第 169 条第１項各号に規定する有価証券を提出するものとする。

(3) 財務規則第 229 条第１項各号（別記２）のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(4) 契約保証金の減免については、落札者に別途通知する。

(5) 契約保証金の納付及び還付については、財務規則第 231 条及び第 233 条による。

16　契約書等の作成

(1) 落札者は、発注者が指定した期日までに以下のいずれかの措置を行うこと。

ア　書面契約の場合

発注者が交付する委託契約書（別紙。以下「契約書」という。）に記名押印して提出すること。

イ　電子契約の場合

県が調達した立会人型電子契約サービスにより発注者が交付する契約内容を記録した電磁的記録（別紙。以下「電子契約書」という。）に電子署名すること。

(2) 契約の確定時期は、地方自治法第 234 条第５項の規定により両者が契約書に記名押印したとき、又は電子契約書に両者が電子署名を行ったときに確定するものとする。

(3) 落札者が、上記(1)に定める期間内にいずれかの措置を行わないときは、落札を取消すことがある。

(4) 落札者の決定後、契約が確定するまでの間において、当該落札者が上記３に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合は、契約を締結しない。

(5) 落札者は、電子契約による契約締結を希望する場合は、すみやかに「電子契約利用申出書兼メールアドレス確認書」に必要事項を記載のうえ、上記５の(1)に示す宛先へ電子メールにより提出すること。（※電子契約を希望しない場合は従来の書面による契約とする。）

提出先 E-mail dobokusoumu2@pref.fukushima.lg.jp

なお、電子契約の詳細については、福島県ホームページの電子契約サービスのページを参照すること。

（電子契約サービスのページ／https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/55015a/suitou-densikeiyaku.html）

17　契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

18　契約条項
契約書（案）及び財務規則による。

19　業務代金内訳書の提出
落札者は、契約後において業務代金に内訳額を記載した書類（任意様式）を提出すること。

20　委託業務の仕様等に関する質問及び回答
委託業務の仕様等に関して質問があるときは、下記の要領で行うこと。

(1)　ＡＲコンテンツ作成業務委託（道整・健支）条件付一般競争入札仕様書等に関する質問書（様式７。以下「質問書」という。）により書面で行うこととし、電話など口頭による質問は受け付けない。

(2)　質問書の提出は、原則として電子メールによることとするが、ファクシミリ送信を希望の場合は、５（１）に示す電話番号まで連絡すること。なお、電子メールによる質問書の送付後は電話で確認を取ること。

質問書提出先 E-mail dobokusoumu2@pref.fukushima.lg.jp

(3)　質問の受付期間は、公告のあった日から令和８年１１月９日（月）午後５時までとする。

(4)　質問書に対する回答は、ＡＲコンテンツ作成業務委託（道整・健支）条件付一般競争入札仕様書等に関する回答書（様式８）により令和８年１１月１１日（水）に福島県土木部道路整備課のホームページへ掲載するとともに、５の(1)に掲げる場所で閲覧に供する。

福島県土木部道路整備課ホームページ https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41035d/

21　入札説明書の再配布等の禁止
本入札説明書受領者は、閲覧した日の属する年度から５年間、本件にかかる入札参加資格確認申請書類作成以外の目的で次の行為を行ってはならない。

(1)　本説明書の第三者への閲覧、貸与又は譲渡
(2)　第三者への配布を目的とした本説明書の複写
(3)　第三者への本説明書複写物の配布

22　当該契約に関する事務を担当する部署
上記５の(1)に同じ。

別記１

福島県財務規則（抜粋）

（入札保証金の減免）

第 249 条　前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(1)　一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結しているとき。

(2)　一般競争入札に参加する資格を有し、過去２年間に官公署（予算決算及び会計令第 99 条第９号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を２回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(3)　試験研究、調査等の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(4)　その他別に定めるとき。

２　（略）

別記2

福島県財務規則（抜粋）

（契約保証金の減免）

第229条　前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(1)　契約の相手方が官公署及び知事がこれに準ずるものと認める法人であるとき。

(2)　契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。

(3)　契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関（次条第2項において「保険会社等」という。）と工事履行保証契約を締結したとき。

(4)　過去2年間に官公署（予算決算及び会計令第99条第9号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

(5)　随意契約を締結する場合において、請負代金又は契約代金の額が100万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

(6)　1件500万円未満の物品の購入契約を締結する場合において、当該契約に係る物品が当該契約において定める期日までに確実に納入されるものと認められるとき。

(7)　1件500万円未満の建設工事又は製造の請負契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

(8)　1件300万円未満の工事（建設工事を除く。）の請負契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

(9)　工事等の請負契約の締結後に当該工事等に係る請負代金の額を変更する場合において、変更後の請負代金の額に100分の10（建設工事又は製造以外にあっては100分の5）を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

(10)　除染作業業務委託（維補）契約又は森林整備業務委託（維補）契約の締結後に当該業務委託（維補）に係る業務委託（維補）料を変更する場合において、変更後の業務委託（維補）料に100分の5を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

(11)　応急仮設住宅撤去業務の契約締結後に当該撤去業務に係る契約金額を変更する場合において、変更後の契約金額に100分の5を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

(12)　1件の契約金額が500万円未満の契約を締結する場合において、契約の相手方が第1号に掲げる公共団体以外の公共団体又は公共的団体で知事が指定するものであるとき。

(13)　県において公用又は公共の用に供するため財産を購入する場合において、当該契約の締結と同時に登記義務者から登記をすることについての承諾書の提出があり、かつ、当該財産の引渡しが拒絶されるおそれがないと認められるとき。

(14)　法令に基づき延納が認められる場合において確実な担保が提供されたとき。

(15)　財産を売り払う契約を締結する場合において売払代金が即納されるとき。

(16)　試験研究、調査等の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

(17)　県において公用又は公共の用に供するため財産を借り入れる場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

(18)　貸付契約、補償契約その他契約の性質上契約保証金を納付させることが適さない契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

2　（略）

様式１

ＡＲコンテンツ作成業務委託（道整・健支）
条件付一般競争入札参加資格確認申請書

令和　年　月　日

福島県知事　内堀　雅雄　様

（〒　－　）
住　　所
（ふりがな）
商号又は名称　　印
代表者職・氏名

電話番号　（　－　－　）
ＦＡＸ番号　（　－　－　）
（作成担当者職・氏名　　）

令和８年　月　日付けで公告のありましたＡＲコンテンツ作成業務委託（道整・健支）条件付一般競争入札参加資格の確認を受けたいので、入札参加に必要な資格要件等を満足することを示す書類を添付して、資格の確認を申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項は、すべて事実と相違なく、かつ、入札説明書３(1)～(7)の要件に全て該当することを誓約します。

注）　申請書には下記の書類を添付すること。
履行実績証明書（様式５）

注　後日資格確認通知書（様式２）を送付しますので、返信用封筒として、表に申請者の住所及び商号又は名称を記載し、１１０円切手を貼った長３号封筒をこの申請書と併せて提出してください。

様式２　　※提出不要です。

ＡＲコンテンツ作成業務委託（道整・健支）／

条件付一般競争入札参加資格確認通知書／

○土第　　号
令和○年　　月　　日

様

福島県知事　内堀　雅雄　　印

先に申請のありました標記の委託契約に係る入札参加資格については、下記のとおり確認したので、お知らせします。

記

１　入札参加資格の有無

公告日	令和８年　　月　　日
件名及び数量	ＡＲコンテンツ作成業務委託（道整・健支）／一式
本公告に係る入札参加資格の有無	有り　・　無し
入札参加資格がないと認めた理由	
入札保証金の免除について	免除する　・　免除しない
入札保証金を免除しないと認めた理由	

２　入札参加資格がないと通知された方への説明

入札参加資格がないと通知された方は、入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができます。

様式３－１

入　　札　　書

		億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
金　額										

件名及び数量　　ＡＲコンテンツ作成業務委託（道整・健支）一式
履 行 期 間　　契約締結の日から令和９年３月３１日まで

上記のとおり入札いたします。

令和　年　月　日

住　　所

商 号 又 は 名 称

代 表 者 職 ・ 氏 名　　印
（代理人が再入札をする場合は、代理人の氏名、押印が必要）

福島県知事　内堀　雅雄　様

注）１　金額の文字の頭に、￥を付すこと。
　　２　再度入札の場合は、入札書の前に「再」と記入すること。

様式３－２（再入札不調時に随意契約に移行する場合）

見　　積　　書

		億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
金　額										

件名及び数量　　ＡＲコンテンツ作成業務委託（道整・健支）　一式
履 行 期 間　　契約締結の日から令和９年３月３１日まで

上記のとおり見積いたします。

令和　年　月　日

住　　所

商号又は名称

代表者職・氏名　　印
（代理人氏名及び印）

福島県知事　内堀　雅雄　様

注）１　金額の文字の頭に、￥を付すこと。
　　２　再度見積の場合は、見積書の前に「再」と記入すること。

様式３－３

※代理人印

委　任　状

年　月　日

様

委 任 者
住　　所
商号又は名称
代 表 者 名　　印

※（押印を省略する場合のみ余白に記載）
本件責任者
氏名
所属部署
連絡先（電話番号）
本件事務担当者
氏名
所属部署名
連絡先（電話番号）

私は、都合により、　　を代理人と定め、下記　　件の入札及び見積に関する一切の権限を委任します。

記

工事（委託業務）番号	工事（委託業務）名	工事（委託業務）箇所

※代表者及び代理人の押印を省略する場合のみ余白に記載すること。

様式４

入札保証金納付免除申請書

令和　年　月　日

福島県知事　内堀　雅雄　様

申請者　住　　所

商号又は名称

代表者職・氏名　　印

ＡＲコンテンツ作成業務委託（道整・健支）契約に係る条件付一般競争入札の入札保証金の納付を免除されたく、下記の書類を添えて申請します。

記

１　入札保証保険契約を締結したことを証する書面（保険証券）

２　入札参加者が、過去２年間（※）に官公署とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を２回以上にわたり締結し、これらすべてを誠実に履行（契約履行中のものは含まない。）したことを証する履行実績証明書（様式５。国又は地方公共団体が発注した契約については、履行実績を証明する書類に代えて契約書の写を添付することができる。）

（※）契約の締結日が公告日から過去２年以内にあるものをいう。なお、官公署と複数年にわたる契約を締結している場合で、契約締結日が２年より前であって、当初契約に係る期間が過去２年以内にあるものも含む（変更契約による契約期間延長により、契約期間が過去２年以内にあることとなったものは含まない）。

（注）　提出書類により１又は２に○印を付して下さい。

様式５

履行実績証明書

業務委託名	
契約先	
契約年月日	
履行完了日	
委託の内容 （概要）	
契約金額	

申請者　住　　所

商号又は名称

代表者職・氏名　　印

注）１　履行実績を証明するものとして、次の書類を添付すること。
(1) 国又は地方公共団体が発注した契約の場合：契約書の写し
(2) 国又は地方公共団体以外が発注した契約の場合
①発注機関が証明を行った履行実績証明願（様式６）
②上記①を添付できない場合は、内容等を証明できる書類
２　実績は、本店・支店を問わない。
３　委託の内容（概要）への記載は、テクリス登録内容確認書の添付とすることができる。

様式６

履行実績証明願

令和　　年　　月　　日

様

履行者　住　　所

商号又は名称

代表者職・氏名　　印

条件付一般競争入札の入札参加資格確認申請のため、福島県に提出する必要がありますので、下記業務委託の履行実績を証明願います。

業務委託名	
契約先	
契約年月日	
履行完了日	
委託の内容（概要）	
契約金額	

上記の業務について履行完了したことを証明します。

令和　　年　　月　　日

証明者　　印

様式７

ＡＲコンテンツ作成業務委託（道整・健支）／条件付一般競争入札仕様書等に関する質問書

令和　年　月　日

福島県土木部土木総務課長　様

質問者　住　　所
商号又は名称
代表者職・氏名
担当者職・氏名
電話番号　（　－　－　）
ＦＡＸ番号　（　－　－　）

冊子名及び該当ページ	質問項目	質問の趣旨・内容

注）１　質問書は電子メールにより送信した後、必ず電話で着信の確認をすること。／
２　記載欄が不足する場合は、この書式を複写して記載すること。／
３　冊子名及び該当ページ欄には、「入札説明書」等の区分とその該当ページを記載すること。／
４　回答の内容は、福島県土木部道路整備課のホームページへ掲載する。また、福島県土木部土木総務課で閲覧に供する。／

様式８

ＡＲコンテンツ作成業務委託（道整・健支）／条件付一般競争入札仕様書等に関する回答書／

令和　年　月　日

福島県土木部土木総務課長
（公　印　省　略）

質　問　項　目	質　問　内　容	回　　答

注）質問に対する回答は、別途、福島県土木部道路整備課のホームページへ掲載するとともに、福島県土木部土木総務課で閲覧に供する。

ＡＲコンテンツ作成業務委託契約書（案）

委託業務の番号・名称　　26-41035-0011
ＡＲコンテンツ作成業務委託（道整・健支）

委託料の額　　金　　円也
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　金　　円也）

履行場所　　豊間四倉線　外
いわき市平豊間地内　外

履行期間　　令和　　年　　月　　日から
令和　　年　　月　　日まで

契約保証金

上記の委託業務について、発注者　福島県と、受注者　　は、次の各条項により委託契約を締結する。

（総則）

第１条　発注者及び受注者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、ＡＲコンテンツ作成業務委託（道整・健支）特記仕様書（以下「仕様書」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び仕様書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

２　受注者は、契約書記載の業務（以下「業務」という。）を契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に完了し、仕様書に定めのある成果物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その委託料を支払うものとする。

３　発注者は、業務に関する指示を受注者又は第８条に定める受注者の主任技術者に対して行うことができる。この場合において、受注者又は受注者の主任技術者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。

４　受注者は、この契約書若しくは仕様書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは発注者と受注者との協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。

５　受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

６　この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。

７　この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

８　この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成４年法律第 51 号）に定めるものとする。

９　この契約書及び仕様書における期間の定めについては、民法（明治 29 年法律第 89 号）及び商法（明治 32 年法律第 48 号）の定めるところによるものとする。

10　この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

11　この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

12　受注者が、法人又は組合の代表者名義をもって契約している場合において、その代表者に変更があったときは、速やかにその名義変更に係る登記事項証明書その他のこれを証する書面を添えて、その旨を発注者に届け出なければならない。

（契約の保証）

第２条　受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第４号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

(1)　契約保証金の納付

(2)　契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券の提供

(3)　この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関の保証

(4)　この契約による債務の不履行により生ずる損害を補てんする履行保証保険契約の締結

2　前項及び第６項の規定は、発注者が、福島県財務規則（昭和 39 年福島県規則第 17 号）第 229 条の規定により契約保証金を免除した場合（同条第１項第２号又は第３号に掲げる場合に該当し免除した場合を除く。）は適用しない。

3　第１項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第６項において「保証の額」という。）は、委託料の 100 分の５以上としなければならない。

4　受注者が第１項第３号又は第４号に掲げる保証を付す場合は、当該保証は第 33 条第３項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

5　第１項の規定により、受注者が同項第２号又は第３号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第４号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

6　委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の委託料の 100 分の５に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

7　契約保証金から生じた利子は、発注者に帰属するものとする。

（権利義務の譲渡等）

第３条　受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2　受注者は、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（著作権の譲渡等）

第４条　受注者は、成果物が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第２条第１項第１号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権（同法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。

2　発注者は、成果物が著作物に該当するとしないとにかかわらず、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができる。

3　発注者は、成果物が著作物に該当する場合には、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。

4　受注者は、成果物が著作物に該当する場合において、発注者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、発注者は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に改変することができる。

5　受注者は、成果物（業務を行う上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしないとにかかわらず、発注者が承諾した場合には、当該成果物を使用又は複製し、また、第１条第５項の規定にかかわらず当該成果物の内容を公表することができる。

6　発注者は、受注者が成果物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第 10 条第１項第９号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（同法第 12 条の２に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受注者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

（一括再委託等の禁止）

第５条　受注者は、業務の全部を一括して、又は仕様書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2　受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が仕様書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

3　発注者は、受注者に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

（特許権等の使用）

第６条　受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下この条において「特許権等」という。）の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその履行方法を指定した場合において、仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（監督員）

第７条　発注者は、監督員を定め、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも、同様とする。

2　監督員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、仕様書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

(1)　受注者又は受注者の主任技術者に対する業務に関する指示

(2)　この契約書及び仕様書の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答

(3)　この契約の履行に関する受注者又は受注者の主任技術者との協議

(4)　業務の進捗の確認、仕様書の記載内容と履行内容との照合その他この契約の履行状況の調

査

3　前項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

4　この契約書に定める書面の提出は、仕様書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

（主任技術者）

第８条　受注者は、業務における技術上の一切の事項を処理する主任技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。主任技術者を変更したときも、同様とする。

2　主任技術者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、委託料の変更、履行期間の変更、委託料の請求及び受領、第９条第１項の請求の受理、同条第２項の決定及び通知、同条第３項の請求、同条第４項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

3　受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを主任技術者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

（主任技術者等に対する措置請求）

第９条　発注者は、主任技術者又は受注者の使用人若しくは第５条第２項の規定により受注者から業務を委任され、若しくは請け負った者がその業務の実施につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2　受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果の請求を受けた日から 10 日以内に発注者に通知しなければならない。

3　受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

4　発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果の請求を受けた日から 10 日以内に受注者に通知しなければならない。

（貸与品等）

第 10 条　発注者が受注者に貸与し、又は支給する調査機械器具、図面その他業務に必要な物品等（以下「貸与品等」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能，引渡場所及び引渡時期は、仕様書に定めるところによる。

2　受注者は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から７日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。

3　受注者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

4　受注者は、仕様書に定めるところにより、業務の完了、仕様書の変更等によって不用となった貸与品等を発注者に返還しなければならない。

5　受注者は、故意又は過失により貸与品等が滅失若しくは毀損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

（仕様書等の変更）

第 11 条　発注者は、必要があると認めるときは、仕様書又は業務に関する指示（以下この条及び第 13 条において「仕様書等」という。）の変更内容を受注者に通知して、仕様書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（業務の中止）

第 12 条　発注者は、必要があると認められるときは、業務の中止内容を受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

2　発注者は、前項の規定により業務を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは委託料を変更し、又は受注者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（業務に係る受注者の提案）

第 13 条　受注者は、仕様書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、発注者に対して、当該発見又は発案に基づき仕様書等の変更を提案することができる。

2　発注者は、前項に規定する受注者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、仕様書等の変更を受注者に通知するものとする。

3　発注者は、前項の規定により仕様書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は委託料を変更しなければならない。

（受注者の請求による履行期間の延長）

第 14 条　受注者は、その責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。

2　発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。発注者は、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、委託料について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（発注者の請求による履行期間の短縮等）

第 15 条　発注者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を受注者に請求することができる。

2　発注者は、この契約書の他の条項の規定により履行期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する履行期間について、受注者に通常必要とされる履行期間に満たない履行期間への変更を請求することができる。

3　発注者は、前２項の場合において、必要があると認められるときは、委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（履行期間の変更方法）

第 16 条　履行期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2　前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が履行期間の変更事由が生じた日（第 14 条の場合にあっては、発注者が履行期間の変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、受注者が履行期間の変更の請求を受けた日）から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（委託料の変更方法等）

第 17 条　委託料の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2　前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が委託料の変更事由が生じた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3　この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

（臨機の措置）

第 18 条　受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ、発注者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2　前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を発注者に直ちに通知しなければならない。

3　発注者は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4　受注者が第 1 項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が委託料の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者がこれを負担する。

（損害負担）

第 19 条　業務を行うにつき生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。第 2 項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用（第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、その賠償額。）を負担する。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担するものとし、その額については、発注者と受注者とが協議して定める。

2　天災等で発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、仮設物又は作業現場に搬入済みの材料若しくは調査機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

3　発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び仕様書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確

認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

4　受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。

5　発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額（仮設物又は作業現場に搬入済みの材料若しくは調査機械器具であって立会いその他受注者の業務に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（第７項において「損害合計額」という。）のうち、委託料の 100 分の１を超える額を負担しなければならない。

6　損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより算定する。

(1)　仮設物又は調査機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は調査機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該業務で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における成果物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

(2)　材料に関する損害

損害を受けた材料で通常妥当と認められるものに相応する委託料とし、残存価値がある場合には、その評価額を差し引いた額とする。

7　数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第２次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第５項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「委託料の 100 分の１を超える額」とあるのは「委託料の 100 分の１を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

（検査及び引渡し）

第 20 条　受注者は、業務を完了したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

2　発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から 10 日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。

3　発注者は、前項の検査によって業務の完了を確認した後、受注者が成果物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該成果物の引渡しを受けなければならない。

4　発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該成果物の引渡しを委託料の支払の完了と同時に行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。

5　受注者は、業務が第２項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を業務の完了とみなして前４項の規定を準用する。

（委託料の支払い）

第 21 条　受注者は、前条第２項（同条第５項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の検査に合格したときは、委託料の支払を請求することができる。

2　発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 30 日以内に委託料

を支払わなければならない。

3　発注者がその責めに帰すべき事由により前条第２項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

（引渡し前における成果物の使用）

第 22 条　発注者は、第 20 条第３項若しくは第４項の規定による引渡し前においても、成果物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

2　前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3　発注者は、第１項の規定により成果物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（契約不適合責任）

第 23 条　発注者は、引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2　前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3　第１項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1)　履行の追完が不能であるとき。

(2)　受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3)　成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4)　前３号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

（発注者の任意解除権）

第 24 条　発注者は、業務が完了するまでの間は、次条、第 26 条又は第 26 条の２第１項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2　発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（発注者の催告による解除権）

第 25 条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽

微であるときは、この限りでない。

(1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

(2) 履行期間内に業務が完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。

(3) 主任技術者を配置しなかったとき。

(4) 正当な理由なく、第23条第1項の履行の追完がなされないとき。

(5) 前4号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達成することができないと認められるとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第26条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第3条第1項の規定に違反して委託料債権を譲渡したとき。

(2) この契約の成果物を完成させることができないことが明らかであるとき。

(3) 受注者がこの契約の成果物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者が債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(5) 契約の成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

(6) 前各号に掲げるほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(7) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者(福島県暴力団排除条例施行規則(平成23年福島県公安委員会規則第5号)第4条各号に該当する者)に委託料債権を譲渡したとき。

(8) 第28条又は第29条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(9) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等(受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。)が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められ

るとき。

ヘ　再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト　受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（談合その他不正行為による解除）

第 26 条の２　発注者は、この契約に関し受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約を解除することができる。

(1)　公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）（以下「独占禁止法」という。）第 49 条に規定する排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2)　公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして、独占禁止法第 62 条第１項に規定する課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(3)　受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の６又は同法第 198 条の規定による刑が確定したとき。

２　第 33 条第２項の規定は、前項による解除の場合に準用する。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第 27 条　第 25 条各号又は第 26 条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、第 25 条又は第 26 条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の催告による解除権）

第 28 条　受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）

第 29 条　受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約の解除をすることができる。

(1)　第 11 条の規定により仕様書を変更したため委託料が３分の２以上減少したとき。

(2)　第 12 条の規定による業務の中止期間が履行期間の 10 分の５（履行期間の 10 分の５が６月を超えるときは、６月）を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後３月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第 30 条　第 28 条又は前条各号に定める事項が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前２条の規定による契約の解除をすることができない。

（解除の効果）

第 31 条　この契約が解除された場合には、第１条第２項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。

2　発注者は、前項の規定にかかわらず、この契約が業務の完了前に解除された場合において、受注者が既に業務を完了した部分（以下「既履行部分」という。）の引渡しを受ける必要があると認めたときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する委託料（以下「既履行部分委託料」という。）を受注者に支払わなければならない。

3　前項に規定する既履行部分委託料は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

（解除に伴う措置）

第 32 条　受注者は、この契約が完了前に解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

2　受注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、作業現場に受注者が所有又は管理する調査機械器具、仮設物その他の物件（第５条第２項の規定により、受注者から業務の一部を委任され、又は請け負った者が所有又は管理するこれらの物件を含む。以下この条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、作業現場を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

3　前項に規定する撤去並びに修復及び取片付けに要する費用（以下この項及び次項において「撤去費用等」という。）は受注者が負担する。

4　第２項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は作業現場の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件の処分又は作業現場の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者が支出した撤去費用等を負担しなければならない。

5　第１項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第 25 条、第 26 条、第 26 条の２又は次条第３項によるときは発注者が定め、第 24 条、第 28 条又は第 29 条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第１項後段及び第２項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

6　業務の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

（発注者の損害賠償請求等）

第 33 条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(1)　履行期間内に業務を完了することができないとき。

(2)　この成果物に契約不適合があるとき。

(3)　第 25 条又は第 26 条の規定により、成果物の引渡し後にこの契約が解除されたとき。

(4)　前３号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能

であるとき。

2　次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、委託料の 100 分の５に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第 25 条又は第 26 条の規定により成果物の引渡し前にこの契約が解除されたとき

(2) 成果物の引渡し前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき

3　次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第２号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

4　第１項各号又は第２項各号に定める場合（前項の規定により第２項第２号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第１項及び第２項の規定は適用しない。

5　第２項の場合（第 26 条第７号及び第９号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第２条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

（談合その他不正行為に伴う損害賠償の予約）

第 33 条の２　受注者は、第 26 条の２第１項各号のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、この契約による委託料の 10 分の２に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。委託業務が完了した後も同様とする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 第 26 条の２第１項第１号又は第２号のうち、命令の対象となる行為が、独占禁止法第２条第９項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号）第６項で規定する不当廉売に当たる場合その他発注者が特に認める場合

(2) 第 26 条の２第１項第３号のうち、受注者に対して刑法第 198 条の規定による刑が確定した場合

2　前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金を超える場合において、発注者がその超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。

(受注者の損害賠償請求等)

第 34 条　受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第 28 条又は第 29 条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2　第 21 条第２項の規定による業務委託料の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第８条の規定により財

務大臣が決定した率で計算した額（100円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

（契約不適合責任期間等）

第35条　発注者は、引き渡された成果物に関し、第20条第3項又は第4項の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から3年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

2　前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

3　発注者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

4　発注者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等をすることができる。

5　前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

6　民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

7　発注者は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等をすることはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

8　引き渡された成果物の契約不適合が設計図書の記載内容、発注者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等をすることができない。ただし、受注者がその記載内容、指示又は貸与品等が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（賠償金等の徴収）

第36条　受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から業務委託料支払の日まで政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定により財務大臣が決定した率で計算した額（100円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）の利息を付した額と、発注者の支払うべき業務委託（維補）料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2　前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定により財務大臣が決定した率で計算した額（100円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）の延滞金を徴収する。

（保険）

第37条　受注者は、設計図書に基づき火災保険その他の保険を付したとき又は任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

（個人情報の保護）
第 38 条　受注者は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

（契約外の事項）
第 39 条　この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

（紛争の解決方法）
第 40 条　前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、発注者の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

（書面契約による場合）
この契約の証として本書２通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自１通を保有する。
（電子契約による場合）
この契約の証として本書を電磁的記録により作成し、発注者及び受注者が地方自治法施行規則（昭和 22 年内務省令第 29 号）第 12 条の４の２に規定する電子署名を行い、各自その電磁的記録を保有する。
（以下は該当する場合に記載すること）
なお、この契約書への発注者及び受注者の電子署名日が契約書に定める契約の履行開始日より後の日である場合にあっても、本契約の効力は契約書に定める契約の履行開始日から生じるものとする。

契約書作成の際はこの注釈は削除すること。
※　電子契約を行う場合にあっては、契約書内の契約締結日と電子署名を行った日付（タイムスタンプ）を同日とすること。ただし、やむを得ない理由により当該契約書の効力が発生する日までに契約締結ができない場合は上記条項を追記すること。
　なお、追記する際は、条文中の「契約の履行開始日」を当該契約書の記載内容に応じて、記載を変更すること。

令和　　年　　月　　日

発注者　住所　福島県福島市杉妻町２番１６号

氏名　福 島 県
　　福島県知事　内堀　雅雄

受注者　住所

氏名

別記

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第１　受注者は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第２　受注者は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

２　受注者は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

（収集の制限）

第３　受注者は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

（目的外利用・提供の禁止）

第４　受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（安全管理措置）

第５　受注者は、発注者より個人情報の取扱いの委託を受けた場合、行政機関等と同様の安全管理措置を講ずる必要があることから、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」に基づき必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（複写・複製の禁止）

第６　受注者は、発注者の承諾があるときを除き、業務を行うために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（作業場所の指定等）

第７　受注者は、業務のうち個人情報を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、発注者の指定する場所で行わなければならない。

２　受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

（資料等の返還等）

第８　受注者は、業務を行うために発注者から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに発注者に返還し、若しくは引き渡し、又は消去し、若

しくは廃棄しなければならない。ただし、発注者が別に指示したときは、この限りでない。

2　受注者は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去又は廃棄しなければならない。

3　受注者は、第１項の規定により個人情報を消去又は廃棄した場合は、当該個人情報の消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び方法を記載した報告書を発注者に提出し、確認を受けなければならない。

（事故発生時における報告等）

第９　受注者は、個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の事態及びこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告しなければならない。

2　受注者は、前項により報告を行う場合には、併せて被害の拡大防止等の必要な措置を講じるとともに、情報漏えい等に係る対応について発注者の指示に従うものとする。

（調査監督等）

第 10　発注者は、受注者における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は受注者に対して必要な報告を求めるなど、受注者の個人情報の管理について必要な監督を行うことができる。

2　受注者は、前項における報告について、発注者が定期的な報告を求める場合にはこれに応じなければならない。

（指示）

第 11　発注者は、受注者が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。

（再委託の禁止）

第 12　受注者は、第５条第３項に基づき個人情報取扱事務を第三者（再委託先が子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第２条第１項第３号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。）に委託するときは、この契約により受注者が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

（労働者派遣契約）

第 13　受注者は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

（損害賠償）

第 14　受注者又は受注者の従事者（受注者の再委託先及び受注者の再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、受注者はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

2　前項の場合において、発注者が受注者に代わって第三者の損害を賠償した場合には、受注者は遅滞なく発注者の求償に応じなければならない。

（契約解除）

第 15　業務に関する個人情報について、受注者による取扱いが著しく不適切であると発注者が認めたときは、発注者はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。